

関わる主な変更点についてお知今月号では、保育園の利用に

らせします。



きる、子育てしやすいまちへ

子どもたちが笑顔で成長で

に基づき、平成27年4月から実 ③関係法律の整備法 ②認定こども園法の一部改正法 施される、新しい仕組みです。 ①子ども・子育て支援法

とは、 『子ども・ 子育て支援新制度

的責任は保護者が待つ 『子育てについての第 義

とをめざします。 子育て支援を総合的に進めるこ の教育・保育や地域の子ども・ う、基本認識をもとに、幼児期 庭が安心して子育てができるよ 新制度は、すべての子育て 家

## 保育の必要性と子どもの年齢に応じた区分

という基本認識

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設※
1号認定	満3歳以上の未就学児 (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、 認定こども園

## 2号3号認定はさらに

## 保育の必要量に応じた区分

	就労の場合	保育を利用できる時間	
保育標準時間認定	週30時間以上かつ 月120時間以上	おおむね1日11時間	
保育短時間認定	月64時間以上(お おむね1日4時間以 上かつ月16日以上)	おおむね1日8時間	

## 認定 が必要になります

た区分があり、利用できる施設や保育料、延長保育の取り扱いも異 保護者の就労時間などにより、保育の必要性と子どもの年齢に応じ 保育園を利用するための「認定」を受けることが必要になります。

## 《認定の区分》

# なります。

## ません。 りません。幼稚園に在園中または入園予定のお子さんは認定を受ける必要はあり ※利用できる施設について 平成27年4月時点で、蒲郡市内では認定子ども園、新制度に移行する幼稚園はあ